

# 碧南市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
碧南市教育委員会

## <目次>

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 5

### 1. 計画の趣旨、現状

#### (1) 計画の趣旨・現状

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行のために定められた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理及び健康の確保を図るため、市教育委員会として講ずるべき措置や関連する取組を定め、フォローアップを図るものである。

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の状況は以下のとおりである。（令和6年度県調査「時間外在校等時間の状況調査」より）

#### 【時間外在校等時間の月別の状況】

##### <小学校>

(%)

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	月100時間を上回る割合
4月	39	7	0
5月	37	3	0
6月	33	2	0
7月	8	0	0
8月	0	0	0
9月	25	0	0
10月	31	3	0
11月	19	0	0
12月	8	0	0
1月	13	0	0
2月	23	0	0
3月	10	0	0

##### <中学校>

(%)

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	月100時間を上回る割合
4月	46	6	0
5月	49	4	0

6月	51	3	0
7月	30	7	0
8月	0	0	0
9月	35	3	0
10月	38	3	0
11月	32	7	0
12月	23	0	0
1月	27	0	0
2月	27	0	0
3月	17	0	0

**【時間外在校等時間360時間以上の状況】（令和6年度）**

小学校	中学校
約46%	約67%

- 令和6年度の時間外在校等の状況を分析すると、年度当初及び行事の集中する2学期を中心に月45時間を上回る割合が小学校で最大39%、中学校で最大51%と多くなっている。また、月80時間を上回る割合に関しても同様の傾向にある。なお、12月以降は月80時間を上回る者は0となり、月45時間を上回る割合も下がってくる。時間外在校等時間が月100時間を上回る者は年間を通していない。
- 調査の結果から本市の教育職員は、児童生徒の成長に資するため、熱心に業務に取り組んでいるが、負担はまだまだ過大な状況にある。そこで、持続可能な質の高い教育活動の維持、向上のために、業務の見直し及び精選、軽減、教育職員の健康確保を図ることによって、教育職員の時間的余裕を創出することが必要である。よって、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
  - (1) 時間外在校等時間に関する目標
    - ・令和8年度末までに1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
    - ・令和11年度末までに1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
  - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
    - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。【R6 11.5%】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「業務の3分類」

～学校と教師の業務の3分類

(文部科学省作成) P 6 資料参照

##### ア 学校以外が担うべき業務

###### ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・碧南市青少年問題協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和11年度予算を目途に公会計化を目指す。

###### ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市教育委員会に設置されている相談窓口を周知し、担当職員を継続配置するとともに、当該苦情等に対応できる体制の充実を図る。また、そのための財政的支援を県に対して要望する。

##### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能、タブレット等を活用することによって、碧南市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室にて調査・統計の事務負担を軽減する取組を推進する。

###### ◇学校広報資料、ウェブサイトの作成管理及び学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑦⑨関係）

- ・広報、ウェブサイトの学校プールの管理業務に教師以外の職員及び地域住民の協力体制を構築する。

###### ◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT支援員の継続配置及び教師以外の職員の協力体制を構築する。

###### ◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度までに合同部活動への移行を完了する。
- ・碧南市部活動地域移行検討委員会において令和11年以降、休日の部活動を地域展開する方策を検討する。
- ・平日の部活動について、活動時間等の見直しを図る。

## **ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

### **◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）**

- ・授業準備や採点作業等を補助する校務支援員の全校配置を目指す。また、そのための財政的支援を県に対して要望する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・デジタル技術を活用して、作成した教材を共有できる体制構築を行う。

### **◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）**

- ・小中学校へのスクールアシスタント、心の教室相談員の配置を充実させ、児童生徒への支援、指導の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーの全校配置を維持し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。また、そのための財政的支援を、県に対して要望する。

## **（2）学校における措置の推進**

学校における以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校内で調査統計や教材作成などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」の得点を県平均点より上回ることを目指す。
- ・留守番電話機能の設定時刻の見直しや電話の録音機能の活用を進める。

## **（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に管理職による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会に設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和10年度までに、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係機関とともに取り組む。また、そのための財政的支援を県に対して要望する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムを活用した上で、自己申告書にて時間外在校等時間を把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・市長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・毎年度、実施状況を踏まえ、本計画を更新して、碧南市総合教育会議に報告するとともにホームページに公開する。

## 学校と教師の業務の3分類

## <資料>

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、この代表例を踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務をさらに見直すことも有効。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画